

大阪市教育委員会学校園情報通信ネットワーク管理要綱

令和6年4月
大阪市教育委員会

目 次

1	総則	1
1.1	目的	1
1.2	用語の定義	1
1.3	学校園情報通信ネットワーク管理要綱の位置付け	1
1.4	対象の所属	1
2	学校園情報通信ネットワークに係る管理・連絡体制	2
2.1	管理者	2
2.1.1	教育情報通信ネットワーク管理責任者	2
2.1.2	学校等情報通信ネットワーク運用責任者	2
3	学校園情報通信ネットワークの構成	2
3.1	学校園情報通信ネットワークの構成	2
3.2	学校園情報通信ネットワークを敷設できる場所	2
3.3	学校園情報通信ネットワークを敷設する庁舎の分類	2
3.3.1	総合情報システム室	2
3.3.2	学校園情報通信ネットワークを敷設する庁舎	2
4	学校園情報通信ネットワークの整備	3
4.1	学校園情報通信ネットワークの整備	3
4.2	学校園情報通信ネットワークを敷設する庁舎の新設時等における連携	3
4.3	学校園情報通信ネットワークの整備の役割	3
4.4	学校園情報通信ネットワークの整備方針	3
4.4.1	ネットワークの分離	3
4.4.2	情報通信回線の利用	3
4.4.3	有線によるネットワークの整備	3
4.4.4	ネットワークの信頼性及び耐障害性等	3
5	学校園情報通信ネットワークの利用等に係る申請・調整等	4
5.1	学校園情報通信ネットワークの利用等に係る申請等	4
5.1.1	学校園情報通信ネットワークの利用等に係る協議	4
5.1.2	学校園情報通信ネットワークの利用等に係る申請	4
5.1.3	学校園情報通信ネットワークの利用に係る調整	5
5.1.4	学校園情報通信ネットワークに接続する機器等に関する申請	5
5.1.5	学校園情報通信ネットワークの利用等の廃止に係る申請	5
6	学校園情報通信ネットワークの運用管理	5
6.1	運用計画	5
6.2	学校園情報通信ネットワークの稼働	5
6.3	管理資料の整備	5
6.4	学校園情報通信ネットワークの維持管理	5
6.5	情報通信回線の基本ソフトウェアの管理	5
6.6	学校園情報通信ネットワークの通信に関する統計情報	6
6.7	情報通信回線の稼働状況・稼働実績の把握	6
6.7.1	教育情報通信ネットワーク管理責任者が整備するネットワーク機器の稼働状況・稼働実績の把握	6

6.7.2	学校園等の所属内における LAN に接続するネットワーク機器の稼働状況・稼働実績の把握	6
6.8	学校園情報通信ネットワークの性能改善	6
6.9	情報通信回線のネットワーク設備の調査	6
6.10	情報通信回線の停止	6
6.11	学校園情報通信ネットワークの接続管理	6
6.12	バックアップ	6
6.13	学校園情報通信ネットワークの利用者への指導・研修等	6
6.13.1	利用者への指導	6
6.13.2	利用原則	6
6.13.3	研修等	7
7	セキュリティ対策	7
7.1	情報セキュリティ実施手順の策定	7
7.2	セキュリティ対策に係る管理・連絡体制	7
7.2.1	管理体制	8
7.2.2	障害・侵害時における連絡体制	8
7.3	機密保護	9
7.3.1	機密保護の実施方法	9
7.3.2	ユーザーID	9
7.3.3	パスワード	10
7.3.4	二段階認証における認証情報管理	10
7.3.5	不正アクセス対策	10
7.4	コンピュータウイルス対策	11
7.5	学校園情報通信ネットワークの監視	11
7.6	学校園情報通信ネットワークに係るサーバ等の主要な機器に関する対応	11
7.6.1	機器の設置場所	11
7.6.2	機器周辺における飲食等	11
7.6.3	機器周辺における清掃・整頓	11
7.6.4	電源管理	11
7.7	学校園情報通信ネットワークに係るネットワーク機器の外部への持ち出し	11
7.8	学校園情報通信ネットワークに係るネットワークケーブルの敷設	11
8	情報通信ネットワークに係る委託管理	11
8.1	業務委託の管理	11
9	雑則等	12
9.1	施行の細目	12
9.2	点検・調査・見直し	12
9.2.1	点検	12
9.2.2	調査	12
9.2.3	見直し	12
9.3	附則	13

1 総則

1.1 目的

本要綱は、「大阪市教育委員会 DX の推進に関する規程（令和元年大阪市教育長達第 4 号。以下「推進規程」という。）」第 16 条に規定される大阪市立学校園（以下「学校園」という。）における共通の基礎となる学校園情報通信ネットワークについて、推進規程第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 1 項、並びに「大阪市教育委員会情報セキュリティ管理規程（平成 25 年大阪市教育長達第 3 号。以下「セキュリティ規程」という。）」第 10 条に基づき、学校園情報通信ネットワークの整備、運用管理及び利用方法、並びにセキュリティ対策について、必要な事項を定めることにより、学校園情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保し、効率的な学校園情報通信ネットワークの整備、運用管理及び利用を図ることを目的とする。

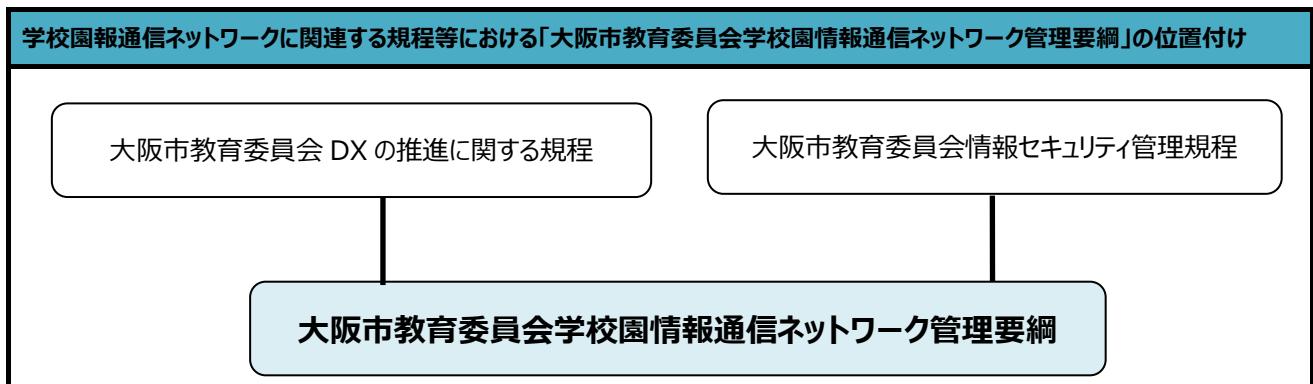
1.2 用語の定義

本要綱において、使用する用語の意義は、推進規程およびセキュリティ規程において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

項番	用語	意義
1	情報通信回線	庁舎間通信のため、論理的なネットワーク分割や回線の二重化を行う情報通信ネットワーク基盤。
2	業務システム等	学校園情報通信ネットワーク上で稼働するシステム以外の情報通信回線を利用する情報システムをいう。
3	ネットワーク設備	情報通信ネットワークを敷設する庁舎に設置するネットワーク機器(LAN 線含む)等のことをいう。 (学校園内で学校長が整備したものは除く)
4	障害	情報通信ネットワーク上における要求された機能を遂行する機能単位の縮退または喪失を引き起こす異常な状態のことをいう。
5	利用者	情報通信ネットワークを利用する者をいう。
6	学校園パソコン	教育情報利用パソコンを指す。各種ポータル、電子メール、インターネットの利用等、学校園における情報共有・活用の推進に資する各サービスの利用、並びに日常的な業務における OA 利用を可能とするパソコンのことをいう。
7	侵害	情報通信ネットワーク上における不正行為等による情報の漏えい、滅失、改ざん等の侵害事案のこと

1.3 学校園情報通信ネットワーク管理要綱の位置付け

教育委員会が所管する学校園情報通信ネットワークに関連する規程等における本要綱の位置付けについては、次のとおりとする。



1.4 対象の所属

本要綱の対象とする所属については、推進規程第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める学校園及び課等、並びに第 20 条第 1 項・第 2 項に基づき学校園情報通信ネットワークを利用する又は学校園情報通信ネットワークと接続する申出があつた他の局等とする。

2 学校園情報通信ネットワークに係る管理・連絡体制

2.1 管理者

学校園情報通信ネットワークを適切かつ円滑に管理するため、次のとおり管理者を定める。

2.1.1 教育情報通信ネットワーク管理責任者

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、教育 ICT 基盤担当課長をもって充てることとし、学校園情報通信ネットワーク全体に係る整備、運用管理、利用方法及びセキュリティ対策等に関する事項を担当することとする。

また、学校園情報通信ネットワークの稼働状況及び障害の管理などを担う。

2.1.2 学校等情報通信ネットワーク運用責任者

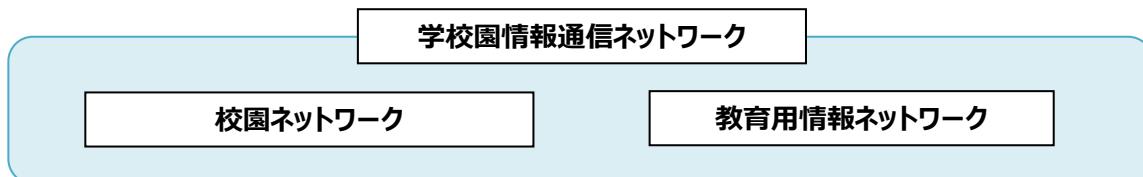
学校等情報通信ネットワーク運用責任者は、セキュリティ規程第 6 条に規定する学校等情報セキュリティ責任者をもって充てることとし、各学校園等における情報システムに係る学校園情報通信ネットワークの接続管理等の運用に関する事項を担当することとする。

また、学校園情報通信ネットワーク敷設に係る校園内の整備、運用等に関する事項を担当することとする。

3 学校園情報通信ネットワークの構成

3.1 学校園情報通信ネットワークの構成

推進規程で定める学校園情報通信ネットワークについては、主に校園ネットワーク業務システム、教職員の人事・給与や勤務情報系のシステム及び校務支援系のシステムが利用する「校園ネットワーク」、教職員及び児童生徒が授業や学校教育に活用を行うための「教育用情報ネットワーク」をもって構成する。



3.2 学校園情報通信ネットワークを敷設できる場所

学校園情報通信ネットワークを敷設することができる場所については、「1.4 対象の所属」の規定に該当する所属が存し、かつ事務を執行する※庁舎とする。

※この要綱において、庁舎とは、本庁舎・学校園・事業所のことを指す。

3.3 学校園情報通信ネットワークを敷設する庁舎の分類

学校園情報通信ネットワークを敷設する庁舎の分類を次に定める。

3.3.1 総合情報システム室

推進規程第 2 条第 7 号に規定する「総合情報システム室」のことをいう。

3.3.2 学校園情報通信ネットワークを敷設する庁舎

項目	庁舎名
1	大阪市役所本庁舎
2	学校運営支援センター
3	大阪市総合教育センター
4	大阪市立学校園
5	その他学校園情報通信ネットワークを利用する必要があると認めた施設

4 学校園情報通信ネットワークの整備

4.1 学校園情報通信ネットワークの整備

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、本要綱に基づき、学校園情報通信ネットワークを整備する。

また、教育情報通信ネットワーク管理責任者は、必要に応じて学校等情報通信ネットワーク運用責任者等に本要綱を周知する。

4.2 学校園情報通信ネットワークを敷設する庁舎の新設時等における連携

教育 ICT 管理者は、所管する庁舎を新設、移転または廃止等しようとする時または庁舎の設備等に変更等がある時は、教育情報通信ネットワーク管理責任者と連携を図らなければならない。

また、庁舎情報の変更や異動等による担当者の変更等があった場合、教育 ICT 管理者は変更内容を教育情報通信ネットワーク管理責任者へ報告しなければならない。

4.3 学校園情報通信ネットワークの整備の役割

学校園情報通信ネットワークの整備は、教育情報通信ネットワーク管理責任者が行う。なお、システムの L A N 部分についても、教育情報通信ネットワーク管理責任者において整備する。

4.4 学校園情報通信ネットワークの整備方針

学校園情報通信ネットワークに係るネットワークの整備方針については、次のとおりとする。

4.4.1 ネットワークの分離

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、情報セキュリティポリシーに基づき、校務系ネットワークと学習系ネットワークを論理的に分割して構築する。

4.4.2 情報通信回線の利用

拠点間の情報通信を行う業務システムは、原則として学校園情報通信ネットワークを利用しなければならない。

4.4.3 有線によるネットワークの整備

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、学校園情報通信ネットワークを整備するにあたっては、有線で行うものとする。ただし、高いセキュリティ機能を有する暗号化手法や学校園パソコンのアクセス制御を行うことにより学校園情報通信ネットワークを無線で整備することができる。

4.4.4 ネットワークの信頼性及び耐障害性等

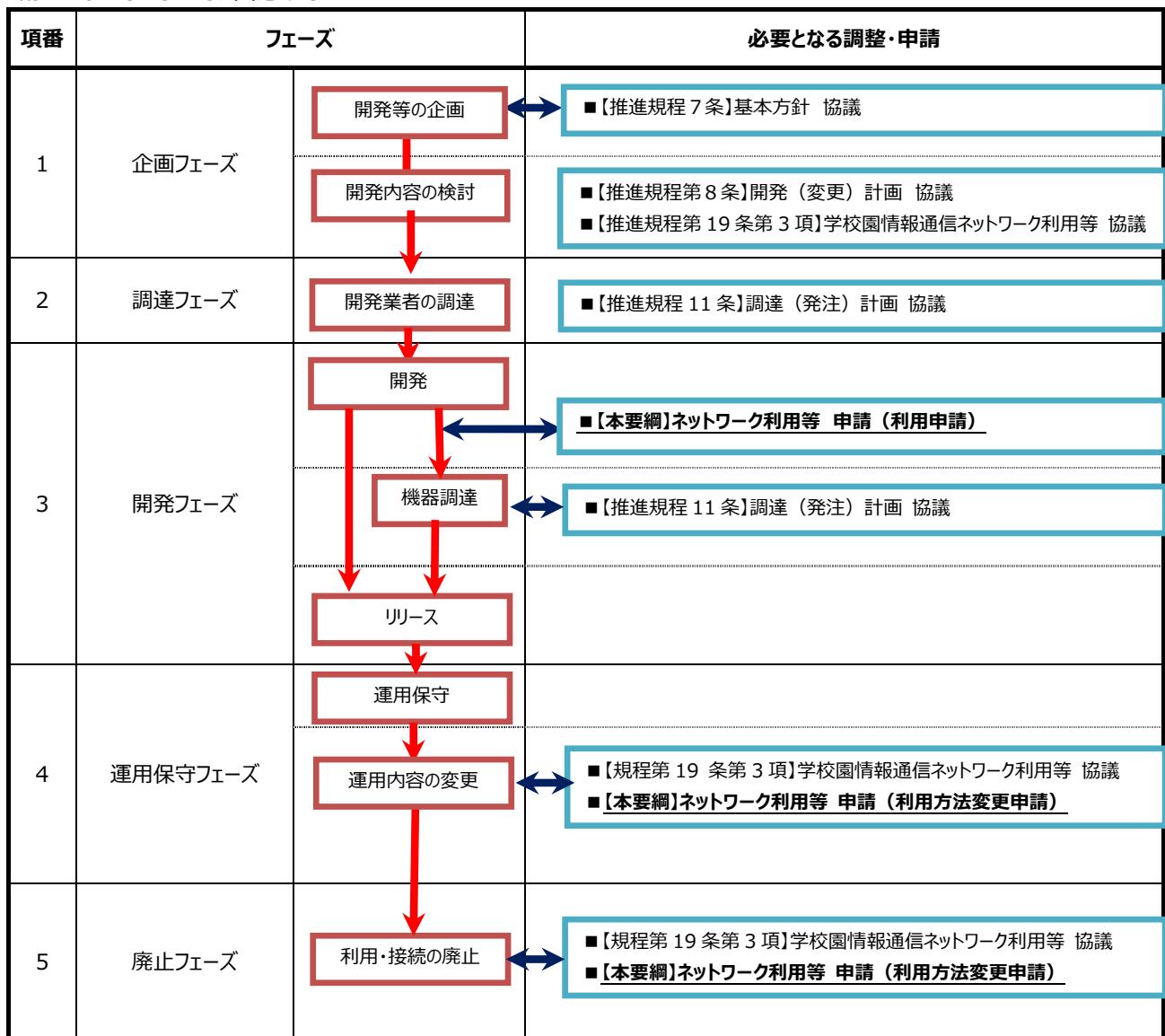
教育情報通信ネットワーク管理責任者は、主要な拠点に対する学校園情報通信ネットワーク回線の敷設やネットワーク機器の設置については、冗長化を行うものとする。

5 学校園情報通信ネットワークの利用等に係る申請・調整等

5.1 学校園情報通信ネットワークの利用等に係る申請等

学校園情報通信ネットワークの利用に係る協議・申請等の流れについて、次に例示する。

ただし、下表に記載する例示については、学校園情報通信ネットワークを利用する業務システムを構築する場合の申請等の流れとなっているので、留意すること。



5.1.1 学校園情報通信ネットワークの利用等に係る協議

学校園情報通信ネットワークを利用するには、下表に掲げる協議または申出を行い、確認を得なければならない。

また、学校園情報通信ネットワークの利用方法及び接続方法を変更又は利用及び接続の廃止を行う場合においても、下表に掲げる協議または申出を行い、確認を得なければならない。

項目番号	該当規定	協議・申出内容
1	推進規程第19条第3項	学校園情報通信ネットワークの利用、利用方法の変更、利用の廃止
2	推進規程第20条第2項	他局等の情報システム及びネットワークの学校園情報通信ネットワークへの接続

5.1.2 学校園情報通信ネットワークの利用等に係る申請

上記の協議または申出を行い、確認を得た当該所管課の教育ICT業務管理者は、様式1-1「学校園情報通信ネットワーク利用等申請書」を教育情報通信ネットワーク管理責任者に提出し、承認を得なければならない。また、ネットワーク利用申請時に提出した接続情報については、適切に管理しなければならない。

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、様式1-1「学校園情報通信ネットワーク利用等申請書」に係る承認に際して様式1-2「学校園情報通信ネットワーク利用等承認書」でもって教育ICT業務管理者へ通知する。

また、学校園情報通信ネットワークの利用方法及び接続方法を変更しようとする教育 ICT 業務管理者は、教育情報通信ネットワーク管理責任者に様式 1－1「学校園情報通信ネットワーク利用等申請書」を提出し、承認を得なければならない。

5.1.3 学校園情報通信ネットワークの利用に係る調整

学校園情報通信ネットワークを利用しようとする教育 ICT 業務管理者は、学校園情報通信ネットワークを利用するにあたり必要となる業務システム等の開発内容等について、教育情報通信ネットワーク管理責任者と調整及び連携しなければならない。

また、学校園情報通信ネットワーク上で業務システムを構築しようとする教育 ICT 管理者及び教育 ICT 業務管理者は、推進規程第 8 条に規定する指針の趣旨に従って、業務システムを構築しなければならない。

5.1.4 学校園情報通信ネットワークに接続する機器等に関する申請

学校等情報通信ネットワーク運用責任者は、学校園情報通信ネットワークに接続するネットワーク機器等について、増設、移設及び撤去を行う場合、教育情報通信ネットワーク管理責任者に申請しなければならない。

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、各種申請内容に基づき、学校園情報通信ネットワークの設定等を行い、学校園情報通信ネットワークを利用する学校等情報通信ネットワーク運用責任者へ通知する。

5.1.5 学校園情報通信ネットワークの利用等の廃止に係る申請

学校園情報通信ネットワークの利用及び接続を廃止しようとする教育 ICT 業務管理者は、教育情報通信ネットワーク管理責任者に様式 1－1「学校園情報通信ネットワーク利用等申請書」を提出し、承認を得なければならない。なお、教育情報通信ネットワーク管理責任者は承認に際して様式 1－2「学校園情報通信ネットワーク利用等承認書」でもって教育 ICT 業務管理者へ通知する。

6 学校園情報通信ネットワークの運用管理

6.1 運用計画

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、毎年度運用計画を作成し、運用計画に基づいた運用を行うこととする。

6.2 学校園情報通信ネットワークの稼働

学校園情報通信ネットワークの稼働については、原則 24 時間 365 日稼働することとする。ただし、保守及びバージョンアップ等の学校園情報通信ネットワークの停止を伴うメンテナンス作業時においては、学校園情報通信ネットワークを利用できないことがある。

6.3 管理資料の整備

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、「4 学校園情報通信ネットワークの整備」において整備したネットワークについて、次に掲げる管理資料を整備しなければならない

- (1) WAN に関する管理資料
- (2) 学校園情報通信ネットワーク機器・端末等に関するレイアウト図
- (3) 学校園情報通信ネットワーク機器・端末に関する構成管理資料
- (4) 学校園情報通信ネットワークを敷設する拠点におけるネットワーク設備に関する管理資料

6.4 学校園情報通信ネットワークの維持管理

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、定期的に学校園情報通信ネットワークに係るネットワーク機器及びネットワーク設備等の稼働監視、保守及び点検を行い、維持管理しなければならない。

6.5 情報通信回線の基本ソフトウェアの管理

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、ネットワークを適正な稼働状況に保つため、学校園情報通信ネットワークに係る基本ソフトウェアの管理を行わなければならない。

6.6 学校園情報通信ネットワークの通信に関する統計情報

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、ネットワークを適正な稼働状況に保つため、情報通信回線における通信に関する統計情報を定期的に収集する。

6.7 情報通信回線の稼働状況・稼働実績の把握

情報通信回線に係る稼働状況・稼働実績の把握については、次のとおりとする。

6.7.1 教育情報通信ネットワーク管理責任者が整備するネットワーク機器の稼働状況・稼働実績の把握

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、情報通信回線を適正な稼働状況に保つため、情報通信回線におけるネットワーク機器のうち、教育情報通信ネットワーク管理責任者が整備するネットワーク機器について、稼働状況及び稼働実績の把握を行い、適正な稼働状態に保たなければならない。

6.7.2 学校園等の所属内における LAN に接続するネットワーク機器の稼働状況・稼働実績の把握

学校等情報通信ネットワーク運用責任者は、学校園等における学校園情報通信ネットワークの稼働状況及び稼働実績の把握を行い、適正な稼働状態に保たなければならない。

6.8 学校園情報通信ネットワークの性能改善

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、ネットワークの性能の改善を図るため、ネットワーク設備の稼働実績に基づき、ネットワーク設備の設置方法の変更を行うことができる。

6.9 情報通信回線のネットワーク設備の調査

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、学校園情報通信ネットワークの運用上、必要があるときは、ネットワーク設備の管理状況について、調査することができる。

6.10 情報通信回線の停止

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、学校園情報通信ネットワークの運用管理を行うにあたり、ネットワークの性能の向上、ネットワーク設備の保守、ネットワーク障害の回復、その他やむを得ない事情があると認められるときは、学校園情報通信ネットワークの一部又は全部の運用を停止することができる。

ただし、学校園情報通信ネットワークの一部又は全部の運用を停止する際、利用者に影響がある場合について、教育情報通信ネットワーク管理責任者は、教育 ICT 管理者及び教育 ICT 業務管理者に停止に伴う影響範囲を周知しなければならない。

また、セキュリティ上の問題が発生した場合については、予告なく学校園情報通信ネットワークを停止する場合がある。

6.11 学校園情報通信ネットワークの接続管理

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、電子計算機等及びネットワーク機器をネットワークに安全かつ確実に接続させるため、アドレスの体系の作成及びアドレスの付与を行い、接続管理を行わなければならない。

また、教育 ICT 業務管理者は、業務システムのネットワーク利用承認時に確認を行った接続情報を管理するとともに、変更等があった場合には、速やかに申請しなければならない。

6.12 バックアップ[¶]

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、学校園情報通信ネットワークに係る重要なデータを保護及び管理するため、ユーザ認証情報等のバックアップを取得し、保管しなければならない。

6.13 学校園情報通信ネットワークの利用者への指導・研修等

情報通信ネットワークの利用者への指導・研修等

6.13.1 利用者への指導

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、学校園等における学校園情報通信ネットワークの利用者に対して、本要綱等の遵守等について、指導しなければならない。

6.13.2 利用原則

学校園情報通信ネットワークを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 目的外利用の禁止

利用者は、業務目的以外で学校園情報通信ネットワークを利用してはならない。

(2) 承認外のネットワーク機器の接続の禁止

利用者は、承認外のネットワーク機器を学校園情報通信ネットワークに接続してはならない。

(3) 正常運用の妨害

利用者は、学校園情報通信ネットワークの正常な運用を妨げる行為をしてはならない。

また、利用者は、他の利用者の適正な学校園情報通信ネットワークの利用を妨げる行為をしてはならない。

(4) 情報管理の徹底

利用者は、学校園情報通信ネットワーク上で稼働する学校園パソコン及び業務システムを利用するにあたっては、不正利用及びウイルス感染の防止措置を講じるなど、セキュリティの確保及び情報漏えいの防止など十分に配慮した利用を行わなければならない。

(5) 個人情報の保護

利用者は、学校園情報通信ネットワーク上で稼働する学校園パソコン及び業務システムを利用して、個人情報を処理する場合並びに当該データの利用及び提供を行おうとする場合においては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）及びセキュリティ規程に基づき、適切な措置を講じなければならない。

(6) その他

その他、教育情報通信ネットワーク管理責任者が不適切と認める利用をしてはならない。

6.13.3 研修等

学校園情報通信ネットワークを適かつ円滑に管理するために必要となる研修等について、次のとおり定める。

(1) 学校等情報通信ネットワーク運用責任者等への研修等

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、学校等情報通信ネットワーク運用責任者及びその他必要と認める者に対して、学校園情報通信ネットワークを利用するにあたって必要となる利用方法や情報セキュリティ対策等について、必要に応じて研修及び指導を行うことができる。

(2) 利用者への研修等

学校等情報通信ネットワーク運用責任者は、利用者等に対して、前項の研修等で周知された学校園情報通信ネットワークを利用するにあたって必要となる事項について、必要に応じて研修及び指導を行わなければならない。

(3) 事業者への研修等

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、学校園情報通信ネットワーク及び業務システムの開発、運用及び保守の実施の業務委託（以下「業務委託」という。）を請け負う事業者等に対して、利用するにあたって必要となる事項について、必要に応じて研修及び指導を行わなければならない。

7 セキュリティ対策

7.1 情報セキュリティ実施手順の策定

学校園情報通信ネットワークにおけるセキュリティ規程第10条に規定する「情報セキュリティ実施手順」については、本要綱を以て充てることとする。

7.2 セキュリティ対策に係る管理・連絡体制

情報セキュリティポリシーに基づく学校園情報通信ネットワークにおけるセキュリティ対策の管理・連絡体制について、次に定める。

7.2.1 管理体制

情報セキュリティポリシーに定める管理体制について、学校園情報通信ネットワークにおいては、次の者が担当することとする。

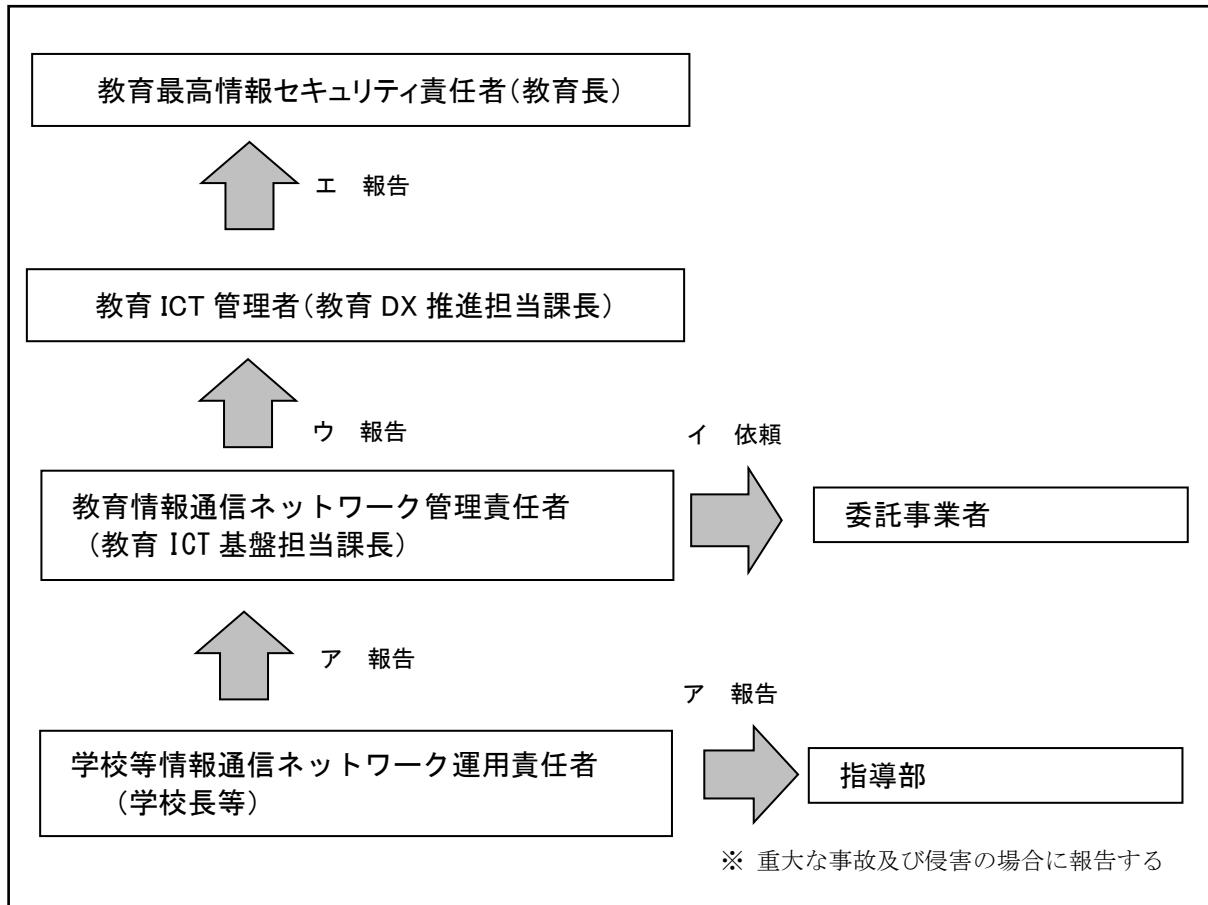
項目番	情報セキュリティポリシー上の役割名称	学校園情報通信ネットワークにおいて左記の役割を担う者
1	教育最高情報セキュリティ責任者 (CISO)	教育長
2	教育情報セキュリティ管理者	教育情報通信ネットワーク管理責任者
3	学校等情報セキュリティ責任者	学校等情報通信ネットワーク運用責任者

7.2.2 障害・侵害時における連絡体制

学校園情報通信ネットワーク上において、障害・侵害事案が発生した場合における連絡体制については、次のとおりとする。

なお、業務システムにおける障害・侵害の連絡体制については、セキュリティ規程第 10 条に基づき策定されている各業務システムの「情報セキュリティ実施手順」等を参照すること。

■ 障害・侵害時連絡体制図



(1) 障害・侵害事案の早期発見努力

教育情報通信ネットワーク管理責任者、教育 ICT 管理者、教育 ICT 業務管理者及び学校等情報通信ネットワーク運用責任者は、ネットワーク設備の稼働状況の監視及びアクセス記録の取得等を行い、学校園情報通信ネットワークにおける障害及び侵害の早期発見に努めなければならない。

(2) 障害・侵害事案を発見した場合の対応

上記連絡体制図に基づいて、連絡・報告等を行うものとする。

(3) 障害・侵害事案の分析・改善措置

教育情報通信ネットワーク管理責任者、教育 ICT 管理者、教育 ICT 業務管理者及び学校等情報通信ネットワーク運用責任者は、障害及び侵害の原因及び処理の分析を行い、分析結果に基づき、必要に応じて改善を図ら

なければならない。

7.3 機密保護

学校園情報通信ネットワークの機密保護については、次のとおりとする。

7.3.1 機密保護の実施方法

学校園情報通信ネットワークにおける機密保護の実施方法については、ユーザーID 及びパスワードを用い、アクセス権限を制限することにより行うことを基本とし、取り扱う情報資産の重要性に応じて、ユーザーID 及びパスワードに加えて生体認証等を導入することにより二要素認証を行うものとする。

7.3.2 ユーザーID

(1) ユーザーID体系

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、ユーザーIDの体系を作成し、教育ICT業務管理者に通知しなければならない。

(2) ユーザーIDの付与

教育ICT業務管理者は、教育情報通信ネットワーク管理責任者が作成するユーザーIDの体系に基づき、学校等情報通信ネットワーク運用責任者にユーザーIDを配付し、ユーザーIDの管理を行わなければならない。

(3) ユーザーIDの管理

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、職員の異動や退職に伴い、不要となるユーザーIDについて、不要となつた時点で速やかに消去しなければならない。

7.3.3 パスワード

利用者は、教育情報通信ネットワーク管理責任者から付与されたユーザーIDに対するパスワードについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) パスワードの設定

利用者は、パスワードを速やかに設定しなければならない。

また利用者は次に掲げる事項に留意し、パスワードを設定しなければならない。

- ① パスワードは原則10文字以上とし、十分な長さとしなければならない。また英大文字・英小文字・数字・記号のうち3種類以上の組み合わせとしなければならない。
- ② パスワードの文字列は、英字と数字を混合させるなど、想像しにくいものとしなければならない。
- ③ パスワードは、氏名・職員番号・生年月日など他の者が類推しやすいものにしてはならない。

(2) パスワードの補完・管理

利用者は、パスワード補完及び管理を適切に行わなければならない。

また、利用者は、パスワードが流出した可能性がある場合については、速やかに障害・侵害事案が発生した場合における連絡体制に基づいた報告を行い、パスワードを変更しなければならない。

(3) パスワードの非開示

利用者は、パスワードを開示してはならない。

(4) パスワードの変更

利用者は、パスワードを定期的に変更しなければならない。

7.3.4 二段階認証における認証情報管理

(ア) 生体認証において利用する生体情報等の管理においては、次の事項を遵守すること。

- ・認証に必要となる生体情報は、原則としてサーバに保有し管理するものとする。ただし、端末機内部に認証機能が設けられており、端末機の内部に保存された照合用情報を用いて認証することを妨げるものではない。
- ・生体情報は、認証時に生体のパターンや構造そのものを画像として扱うのではなく、特徴点や位置情報等のデータとして認識するものであること。また保有する照合用情報は暗号化されており、照合用情報から元の静脈に復元又は再現することはできないものであること。

(イ) 生体情報等を管理する教育情報通信ネットワーク管理責任者は、研修等を通じて、教育ICT業務管理者及び学校等情報通信ネットワーク運用責任者に対し、生体認証の必要性や管理方法などの説明を行うものとする。

(ウ) 生体情報等を管理する教育情報通信ネットワーク管理責任者は、人事異動や退職など、利用者の変更が発生した都度、保有する生体情報等を利用できないように設定するなど、適切に管理し、定期的に棚卸を行うものとする。

(エ) 学校等情報通信ネットワーク運用責任者は、生体認証の必要性や管理方法などの説明を行ったうえ、利用者が生体情報の登録を行うものとする。

7.3.5 不正アクセス対策

学校園情報通信ネットワークにおける不正アクセス対策については、次のとおりとする。

(1) 学校園情報通信ネットワークへアクセスが可能な利用者・利用範囲の限定

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、ネットワークの機密保護を図るため、学校園情報通信ネットワークへアクセスが可能な利用者及びその利用範囲を限定し、学校園情報通信ネットワークへのアクセスを制御しなければならない。

(2) アクセス権限の把握

学校等情報通信ネットワーク運用責任者は、教育情報通信ネットワーク管理責任者から付与されたアクセス権限を把握しておかなければならない。

(3) 学校園情報通信ネットワークへアクセス状況の把握

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、学校園情報通信ネットワークへのアクセス記録等を取得し、そのアクセ

ス状況について、定期的に解析及び点検しなければならない。

(4) 学校園情報通信ネットワークの外部接続

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、学校園情報通信ネットワークを外部接続し、その運用を行おうとするときは、教育最高情報セキュリティ責任者(CISO)が定める「大阪市教育委員会情報セキュリティ対策基準」に基づき、必要な情報セキュリティ対策を講じ、外部ネットワークからの不正行為による学校園情報通信ネットワークへの侵入を防止しなければならない。

7.4 コンピュータウィルス対策

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、ウィルスパターンファイルの更新及び各種セキュリティパッチの適用・更新作業等を実施し、学校園情報通信ネットワークのコンピュータウィルス対策を講じなければならない。

7.5 学校園情報通信ネットワークの監視

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、セキュリティを確保するため、学校園情報通信ネットワークを監視しなければならない。また、学校園情報通信ネットワークのうち、インターネット接続部分等の機器等については、遠隔監視を実施するなど24時間監視しなければならない。

7.6 学校園情報通信ネットワークに係るサーバ等の主要な機器に関する対応

学校園情報通信ネットワークに係るサーバ等の主要な機器については、次に掲げる事項に留意しなければならない。

7.6.1 機器の設置場所

学校園情報通信ネットワークに係るサーバ等の主要な機器の設置場所については、火気及び水等の影響を受けない場所に施錠可能なラックを設置し、格納及び管理しなければならない。

また、学校園情報通信ネットワークに係るサーバ等の主要な機器を格納するラックの開錠については、教育情報通信ネットワーク管理責任者が許可した者のみ行い、機器に係る作業を管理しなければならない。

7.6.2 機器周辺における飲食等

教育情報通信ネットワーク管理責任者、学校等情報通信ネットワーク運用責任者は、利用者及び関係者に対して、学校園情報通信ネットワークに係るサーバ等の主要な機器の設置場所において、飲食及び喫煙を禁止しなければならない。

7.6.3 機器周辺における清掃・整頓

教育情報通信ネットワーク管理責任者、学校等情報通信ネットワーク運用責任者は、学校園情報通信ネットワークに係るサーバ等の主要な機器の設置場所においては、ほこり等の影響が最小限となるよう清掃整頓に努めなければならない。

7.6.4 電源管理

教育情報通信ネットワーク管理責任者、学校等情報通信ネットワーク運用責任者は、学校園情報通信ネットワークに係るサーバ等の主要な機器については、突発的な停電等に備え、サーバ等の主要な機器を適切に停止できるよう自家発電装置または無停電電源装置(UPS)を設置しなければならない。

7.7 学校園情報通信ネットワークに係るネットワーク機器の外部への持ち出し

学校園情報通信ネットワークに係るサーバ等の主要な機器及びスイッチ等のネットワーク機器については、外部へ持ち出してもはならない。

ただし、業務遂行上、機器を外部へ持ち出す必要がある場合については、教育情報通信ネットワーク管理責任者に許可を得なければならない。

7.8 学校園情報通信ネットワークに係るネットワークケーブルの敷設

学校園情報通信ネットワークに係るネットワークケーブルの敷設については、人為的な過失等による被害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

8 情報通信ネットワークに係る委託管理

8.1 業務委託の管理

教育情報通信ネットワーク管理責任者、システム所管課長は、次に掲げる学校園情報通信ネットワークに係る業務を

委託することができる。

項目番号	委託できる業務
1	ネットワークの整備及び運用保守
2	ネットワーク機器の運用保守
3	ネットワークに関する設備工事
4	業務システムの開発及び運用保守
5	業務システム機器の運用保守
6	業務システムに関する設備工事
7	業務システムのネットワークへの接続支援
8	基本ソフトウェアの運用又は仕様変更等の技術支援
9	ネットワーク設備の稼働実績の分析支援
10	その他委託処理が適当と認められる業務

また、教育情報通信ネットワーク管理責任者、システム所管課長は、業務の委託契約に際し、受託者の責任に関する次の事項を契約書に明記し、契約した業務委託が適切に実施されるよう監督、指導しなければならない。

項目番号	契約書に明記する業務委託の管理内容
1	データの秘密保持に関する事項
2	再委託の禁止又は制限に関する事項
3	データの無断使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
4	データの複写及び複写の禁止に関する事項
5	事故発生時における立ち入り受け入れ義務及び報告義務に関する事項
6	データの保護管理のために必要な措置及びデータの処理状況の監督等に関する事項
7	以上の定めに違反した場合における契約解除、損害賠償の措置に関する事項

9 雜則等

9.1 施行の細目

本要綱の施行に関し、その他必要な事項については、教育情報通信ネットワーク管理責任者が別に定める。

9.2 点検・調査・見直し

本要綱の点検及び見直しについては、次のとおり定める。

9.2.1 点検

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、本要綱どおりに運用されているか点検し、本要綱が遵守されていない点が明らかになった場合については、関係する者に対して、改善するよう指導しなければならない。

9.2.2 調査

学校園情報通信ネットワークの利用状況及び利用内容の調査については、次のとおり定める。

(1) 情報通信回線の利用状況・利用内容の調査

教育情報通信ネットワーク管理責任者は、学校園情報通信ネットワークについて、運用上または管理上、必要があると認める場合については、利用者の学校園情報通信ネットワークの利用状況及び利用内容について、調査を行うことができる。

(2) 調査への協力

学校等情報通信ネットワーク運用責任者は、前項の調査の実施にあたり、教育情報通信ネットワーク管理責任者から協力依頼を受けた場合については、協力して調査を行うものとする。

(3) 調査の依頼

学校等情報通信ネットワーク運用責任者は、運用上または管理上、必要があると認める場合については、教育情報通信ネットワーク管理責任者に対し、利用者の学校園情報通信ネットワークの利用状況及び利用内容について、調査を依頼することができる。

9.2.3 見直し

教育最高情報統括責任者は、運用方法の変更等により、本要綱を変更する必要がある場合について、速やかに本要綱を変更しなければならない。

なお、本要綱を変更した場合、教育 ICT 管理者、教育情報通信ネットワーク管理責任者、学校等情報通信ネットワーク運用責任者及び教育 ICT 業務管理者等に対して変更内容の周知を行わなければならない。

9.3 附則

本要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。